

建設工事における現場代理人の常駐義務緩和について

平成26年6月1日
一部改正 平成28年6月1日
一部改正 令和5年4月1日

江戸川区工事標準契約約款（第10条第3項）の改正に伴い、一定の条件のもとに、以下のとおり現場代理人の常駐義務緩和を認めることとしましたので、お知らせします。

1 現場代理人の常駐義務緩和を認める条件

(1) 現場代理人の常駐を要しない条件

次の条件のいずれかに該当し、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、甲との連絡体制が確保されると認められる場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。

- ア 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- イ 約款第17条第1項又は第4項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間
- ウ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- エ アからウの期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間

(2) 現場代理人の兼務を認める条件

次の条件をすべて満たし、発注者が工事内容、工事の時期や工事現場の状況などから総合的に判断し、兼務可能と判断した工事については、合計2件まで兼務を認める。

- ア それぞれが江戸川区発注の工事であること
- イ それぞれが契約金額4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満の工事であること
- ウ 兼務する工事の現場が江戸川区内であること
- エ 発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡が取れること
- オ 発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと
- カ 江戸川区以外が発注する工事と兼務しないこと

ただし、次の条件のいずれかを満たす場合は、現場代理人を兼務することができるものとする。この場合、その期間は問わないものとし、兼務届の提出も不要とする。

単価契約の工事

専任を必要とする主任技術者の兼務の要件（別紙「建設工事における主任技術者の兼務に係る取扱いについて」参照）を満たし、兼務が認められた工事である場合（ただし、専任の監理技術者については適用されない。）

同一あるいは別々の発注者が発注する同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物である場合について、これら複数の工事を1件の工事とみなして、同一の主任技術者又は監理技術者が当該複数工事全体を管理することを認められた場合

2 現場代理人の兼務に関する手続き等

必ず「現場代理人兼務届」を、工事主管課に2部提出してください。

ただし、下記のいずれかに該当する場合には兼務を認めません。

なお、虚偽の記載があった場合や現場施工体制に不備が生じた場合は、必要に応じて指名停止、契約解除又は工事成績評定からの減点などの措置を行うことがあります。

(1) 上記1の条件に当てはまらない場合

(2) 現場代理人兼務届の提出がない場合

(3) その他工事内容等から勘案した結果、発注者又は監督員が安全管理上の理由等により、現場代理人の常駐義務を緩和できないと判断した場合

現場代理人兼務届：「各種様式・用紙」ページからダウンロードしてください。

3 変更契約時の取扱い

変更契約により、兼務している工事のいずれかの契約金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上となった場合は、兼務を認めないものとする。

4 適用時期

令和5年4月1日以降に初度の公表を開始する工事から適用する。